

翌年は、申告書に代えて、 「確定申告のお知らせ」が送付されます。

次の【送付物が変更となる方】に該当する方は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに、「確定申告のお知らせ」(※)が送付されることとなります。

【送付物が変更となる方】

申告書等用紙が送付されている方のうち、平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を、**税務署以外の次の相談会場で提出された方**

- 税理士会による無料申告相談会場
- 市区町村の相談会場（市区町村窓口）
- 青色申告会の相談会場

(※)「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがき又は通知書をいいます。

なお、「確定申告のお知らせ」が送付される方には、申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等も送付されませんので、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

確定申告のお知らせ

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

<p>料金後納郵便 書面でもe-Taxでも 作成は自動で計算!</p> <p>100-0013 千代田区霞が関 3丁目1-1</p> <p>重要 平成28年分 確定申告のお知らせ</p> <p>国税 太郎 様</p> <p>※ 重要なお知らせです。必ずご本人様にご開封ください。</p> <p>カスタマバーコード</p> <p>平成28年分確定申告書の受付期間及び納期限等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申告書の受付期間</th> <th>納 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得税及び復興特別所得税</td> <td>平成29年2月16日(木)</td> <td>平成29年3月15日(水)</td> </tr> <tr> <td>～平成29年3月15日(水)</td> <td>平成29年4月20日(木)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消費税及び地方消費税</td> <td>平成29年1月 ～平成29年3月31日(金)</td> <td>平成29年3月31日(金)</td> </tr> <tr> <td>(12月31日の属する課税期間を表示しています。)</td> <td>平成29年4月25日(火)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 送付申告は、平成29年2月15日(水)以前でも行えます(税務署の受付日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。)</p> <p>差出人 ○○税務署 100-0013 千代田区九段南 1丁目1番15号 九段第2合同庁舎 電話 00-0000-0000</p> <p>J H1 000000001</p>		申告書の受付期間	納 期 限	所得税及び復興特別所得税	平成29年2月16日(木)	平成29年3月15日(水)	～平成29年3月15日(水)	平成29年4月20日(木)	消費税及び地方消費税	平成29年1月 ～平成29年3月31日(金)	平成29年3月31日(金)	(12月31日の属する課税期間を表示しています。)	平成29年4月25日(火)	<p>このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等用紙を送付することに代えて送付しています。</p> <p>平成28年分確定申告書の作成に必要な情報</p> <p>国税 太郎 様</p> <p>《電子申告(e-Tax)に関する事項》</p> <p>○ 利用者識別番号 1234 1234 1234 1234</p> <p>○ ダイレクト納付 ご利用あり ※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。</p> <p>《所得税及び復興特別所得税に関する事項》</p> <p>○ 申告の種類 青色</p> <p>○ 予定納税額(合計) 9,999,999,999 円</p> <p>○ 振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店</p> <p>《消費税及び地方消費税に関する事項》</p> <p>○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり</p> <p>○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況 -</p> <p>○ 「課税期間特別選択届出書」の提出状況 -</p> <p>○ 中間納付税額(合計) 9,999,999,999 円</p> <p>○ 中間納付減額割額(合計) 9,999,999,999 円</p> <p>○ 振替納税利用 国税銀行 金融機関 財務支店</p> <p>※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。</p> <p>※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用しないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。</p> <p>※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付減額割額が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。</p> <p>このお知らせは、平成28年11月1日時点の情報に基づき作成しています。</p>	<p>見番番号-整理番号 01101-01234567</p> <p>税務署からのお知らせ</p> <p>国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。</p> <p>税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。</p> <p>電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。</p> <p>この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。</p>
	申告書の受付期間	納 期 限													
所得税及び復興特別所得税	平成29年2月16日(木)	平成29年3月15日(水)													
	～平成29年3月15日(水)	平成29年4月20日(木)													
消費税及び地方消費税	平成29年1月 ～平成29年3月31日(金)	平成29年3月31日(金)													
	(12月31日の属する課税期間を表示しています。)	平成29年4月25日(火)													

◎ 確定申告書等は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！
詳しくは、裏面に記載しておりますので、是非ご利用ください。

申告書・決算書等は、 国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1 相談会場に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Tax を利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24 時間いつでもご利用いただけます（メンテナンス時間を除く）。

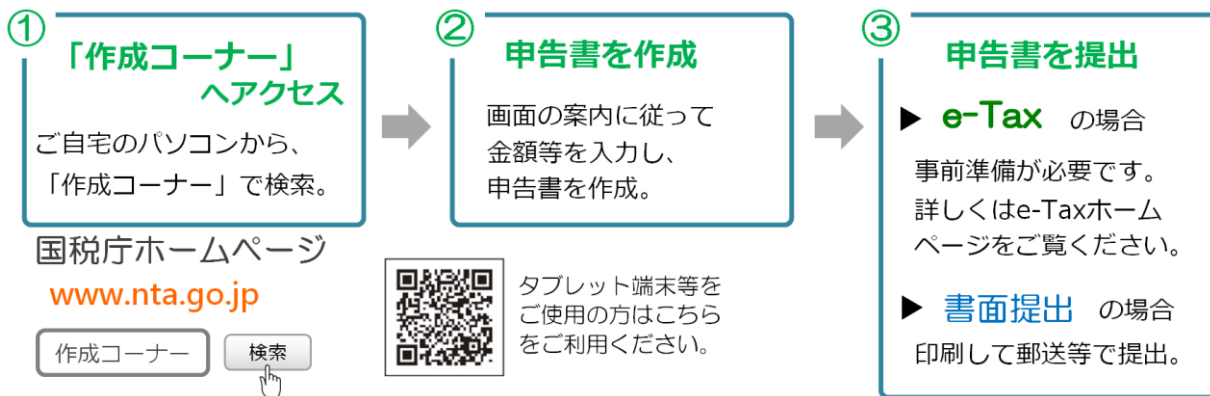
3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、自動で税額を計算できます。

4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ



◆作成コーナーの操作などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** e- コクセイ（全国一律市内通話料金）

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171** をご利用ください（通常の通話料金となります。）。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶土日祝日 9:30～17:30（年末年始を除きます。）

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250** をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

◆税務相談などに関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。